

これだけで合格する！宅建士合格講座
サンプル講義用（第2回）

令和8年受験版

梶原塾

Copyright © 2005-2026 KajiwaraJuku.

2026-SP Ver1.1

●0-1 宅地建物取引業法の目的

・目的

- ・宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地および建物の取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の利益の保護と宅地および建物の流通の円滑化とを図ることを目的とする

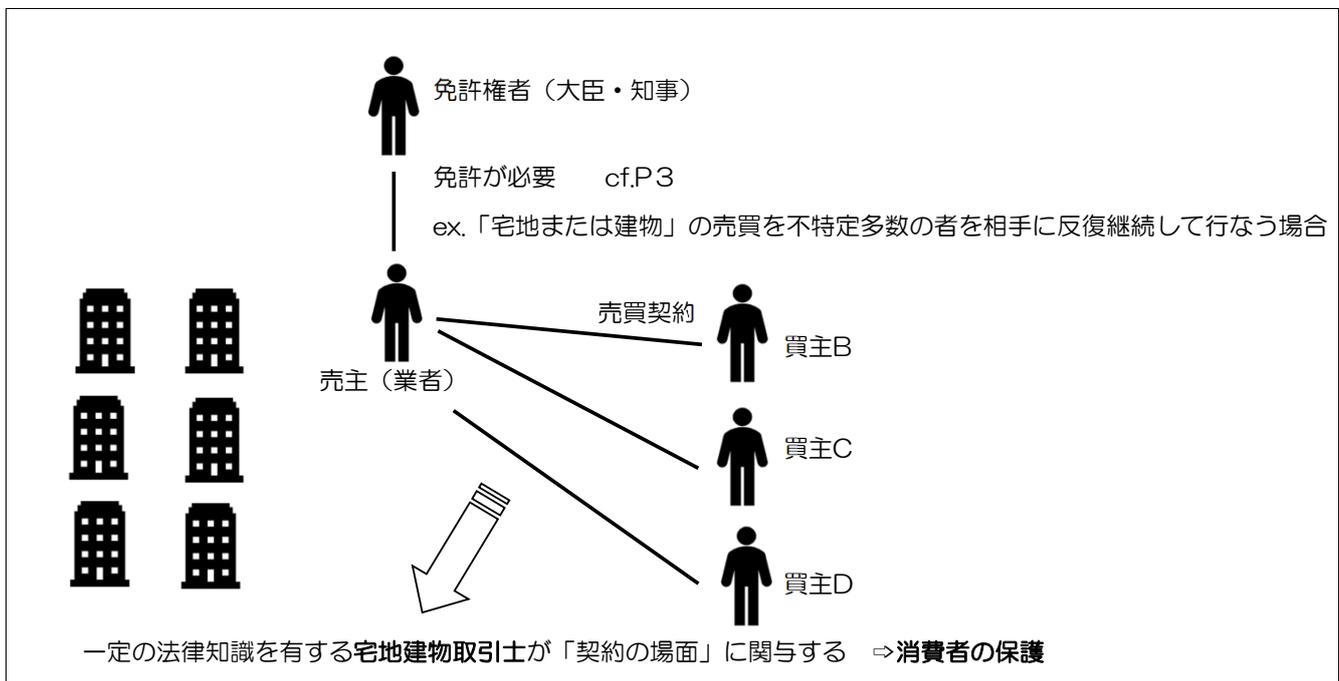
●0-2 宅地建物取引業者と宅地建物取引士

・業者とは

- ・「宅地建物取引業」を行なう**個人事業者**（ex.〇〇不動産）、**法人**（ex.〇〇不動産株式会社）をいう
- ・**免許権者**（国土交通大臣・都道府県知事）から**免許**を受けなければならない cf.P4
- ＊①「宅地」または「建物」の②「取引」を③「業」とする場合に免許が必要 cf.P3

・業務処理の原則

- ・宅地建物取引業者は、取引の関係者に対し、**信義を旨とし、誠実に**その業務を行なわなければならない



・取引士とは

- ・業者が行なう「宅地建物取引業」に関する「契約の場面」に関与することができる有資格者をいう
 - ex.業者の従業員
 - ・試験に合格し、試験を行なった知事の登録を受けて、登録をしている知事から取引士証の交付を受けている者
- cf.P12

著作権者 株式会社ドリームワークス dreamworks 

梶原塾 <http://kajivarajuku.com>

複製・頒布を禁じます

本書の全部または一部を著作権法の定める範囲を超えて無断複製等をする

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科に処せられることがあります